

(提出された意見の内容とそれに対する県の考え方)

	提出された意見	県の考え方
1	表紙(絵とキャッチコピー)と内容が一致しないことから、キャッチコピーを修正するか計画をキャッチコピーに合わせ変更すべき。(同内容の意見が69件ありました。)	表紙の絵(フレンド君)は青森県動物愛護センターのマスコットであり、キャッチコピーも計画の内容に沿うものと考えています。(反映困難)
2	「引取り」を「致死処分依頼」と実態に即した用語に変更すること。	法令上の用語を使用しています。(反映困難)
3	全体的に文章が漠然としている。簡潔にしてほしい。(同内容の意見が4件ありました。)	様々な意見を聴きながら、このような記載としています。(その他)
4	計画の公表は、報道メディア等を活用し積極的に行うこと。	公表する際の参考とします。(実施段階検討)
5	動物愛護精神の目標を明記してほしい。	関係箇所に記載しています。(記述済み)
6	計画の対象となる動物を明記すべき。	関係箇所に記載しています。(記述済み)
7	センターの役割を記載すること。	関係箇所に記載しています。(記述済み)
8	動物に関する問題対応窓口を明確にしておくこと。(同内容の意見が5件ありました。)	動物愛護センターが相談等窓口であり、第2に記載しているとおり、本県の動物愛護管理行政の拠点となります。(記述済み)
9	第3の1に、「不妊・去勢処置の徹底」を追加すべき(同内容の意見が69件ありました。)	第3は、現状と課題について記載しています。(反映困難)
10	苦情については、犬とねこを分けて集計すべき。	施策の実施にあたっての検討事項とさせていただきます。(実施段階検討)
11	ねこの引取頭数・致死処分頭数については、対策が異なるため、飼いねこ、飼主不明ねこ、成ねこ、子ねこに分けて記載すること。(同内容の意見が3件ありました。)	様々な意見を聴きながら、このような記載としています。(反映困難)
12	第3の表が「犬の捕獲等頭数」と「引取り頭数」と「収容頭数」に分かれており、とてもわかり辛い。一般の人が見ても解りやすい表とするべき。(同内容の意見が70件ありました。)	様々な意見を聴きながら、このような記載としています。(その他)
13	ねこの引き取りが減少しているが、理由(取り組み)を記載してほしい。(同内容の意見が2件ありました。)	減少している理由は不明です。(反映困難)
14	狂犬病予防注射接種率については、登録されていない犬についても言及すべき。(同内容の意見が2件ありました。)	関係箇所に記載しました。(文書修正等)
15	10年計画で「最近」という言葉はおかしいので、具体的な時期を明確に記載すべき。(同内容の意見が2件ありました。)	該当箇所を修正しました。(文書修正等)
16	動物の殺処分方法を、個体ごとの麻酔薬によるものとする。 (同内容の意見が115件ありました。)	各自治体の動向を踏まえ、対応して参ります。(その他)
17	収容される動物は、健康状態を維持できるような環境に配慮すること。(同内容の意見が114件ありました。)	施策の実施にあたっての検討事項とさせていただきます。(実施段階検討)
18	目標数字にとらわれず、一匹でも多くの命を救ってほしい。(同内容の意見が2件ありました。)	一匹でも多くの動物が生存する機会を得られるよう努めて参ります。(その他)
19	愛護センターに保護される全ての動物をHPに掲載すること。(同内容の意見が3件ありました。)	現状では困難です。(その他)

	提出された意見	県の考え方
20	犬・ねこを飼養する場合は、許可制とすること。	犬は、狂犬病予防法で登録が義務付けられています。ねこは法令等により登録等の義務はありませんが、所有者明示等の推進により対応して参ります。(その他)
21	ねこを登録制とする。	ねこは法令等により登録等の義務はありませんが、所有者明示等の推進により対応して参ります。(その他)
22	狂犬病予防法に基づく犬の登録・注射は、動物取扱業者が販売時(愛護センターは譲渡時)に行えるようにする。(同内容の意見が4件ありました。)	狂犬病予防法により、犬の登録及び注射済票の交付は市町村長の事務となっていますが、関係機関と連携し、犬の登録、予防注射の推進に取り組んで参ります。(その他)
23	犬の登録、予防注射及び鑑札、注射済票装着の向上を図る施策を行うこと。(同内容の意見が6件ありました。)	狂犬病予防法により、犬の登録及び注射済票の交付は市町村長の事務となっていますが、関係機関と連携し、犬の登録、予防注射の推進に取り組んで参ります。(記述済み)
24	動物病院で犬の登録、狂犬病予防注射ができるようにする。また、治療等で来院時に鑑札等が装着されていない場合は指導すること。(同内容の意見が4件ありました。)	狂犬病予防法により、犬の登録及び注射済票の交付は市町村長の事務となっていますが、関係機関と連携し、犬の登録、予防注射の推進に取り組んで参ります。(その他)
25	犬の登録、狂犬病予防注射時に、その場で鑑札及び注射済票の装着を強制する。(同内容の意見が2件ありました。)	鑑札、注射済票装着は飼養者の義務であることを周知します。(その他)
26	動物の遺棄・虐待の対応を記載すべき。(同内容の意見が12件ありました。)	関係箇所に記載しました。(文書修正等)
27	動物の虐待や遺棄に対して、対応マニュアルを作製し、継続指導や所有権剥奪等の取り締まりを行うこと。(同内容の意見が108件ありました。)	施策の実施にあたっての検討事項とさせていただきます。(実施段階検討)
28	多頭飼育者に対する監視指導を強化し、多頭飼いの崩壊や近隣トラブルを未然に防止すること。(同内容の意見が109件ありました。)	施策の実施にあたっての検討事項とさせていただきます。(実施段階検討)
29	ねこの室内飼いを徹底する。(同内容の意見が4件ありました。)	施策の実施にあたっての検討事項とさせていただきます。(実施段階検討)
30	捕獲を有料化する。	犬の捕獲は、狂犬病予防法及び青森県動物の愛護及び管理に関する条例に基づいた県の責務として実施しているものであり、有料化はできません。(反映困難)
31	関係法令の周知徹底を行うこと。(同内容の意見が3件ありました。)	施策の実施にあたっての検討事項とさせていただきます。(実施段階検討)
32	飼養者の相談に対応できる指導者の育成について、育成方法、配置場所を明記してほしい。	検討を行いながら施策を実施することとしています。(実施段階検討)
33	県及び市町村は、動物が適正に飼育されているか確認・指導の徹底を図ること。	施策の実施にあたっての検討事項とさせていただきます。(実施段階検討)
34	飼い主には、終生飼育責任を徹底すること。	施策の実施にあたっての検討事項とさせていただきます。(実施段階検討)
35	地区ごとに担当者を置き巡回指導を行うこと。	施策の実施にあたっての検討事項とさせていただきます。(実施段階検討)
36	集合住宅における飼養管理マニュアルを作成し、配布すること。	施策の実施にあたっての検討事項とさせていただきます。(実施段階検討)
37	里親募集を行う一般市民に対して、適正譲渡を指導すること。(同内容の意見が107件ありました。)	施策の実施にあたっての検討事項とさせていただきます。(実施段階検討)

	提出された意見	県の考え方
38	行政が譲渡する際は、不妊措置を義務化すること。(同内容の意見が112件ありました。)	義務化することは困難ですが、譲渡時には不妊去勢措置を重点的に指導することとしています。(その他)
39	飼養者に対して、犬・ねこのワクチン接種、不妊・去勢手術を推進又は義務付け、助成を行う。(同内容の意見が16件ありました。)	義務化することは困難ですが、飼い主に対しては指導して参ります。(その他)
40	繁殖制限措置の普及啓発の機会を広げるため、広報誌・パンフレットをペットショップ、動物病院等に置くなど普及啓発を行う場を拡大する旨を記載すべき。(同内容の意見が5件ありました。)	施策の実施にあたっての検討事項とさせていただきます。(実施段階検討)
41	「安易な繁殖を抑制するため」の安易を削除し、繁殖制限の指導方針を強調する。	該当箇所を修正しました。(文書修正等)
42	条例で繁殖制限を規定すること。	義務化することは困難ですが、飼い主に対しては指導して参ります。(反映困難)
43	マイクロチップは、法で義務付けられている特定動物や特定外来種以外への装着を推奨するべきでない。(同内容の意見が82件ありました。)	迷子動物の飼い主を探すためには、マイクロチップも有効な手段と考えています。第4の4に記載のとおり、犬の鑑札、注射済票の装着が狂犬病予防法で義務付けられていること、及び迷子札等と合わせ、マイクロチップの装着等所有者明示についても推奨して参ります。(反映困難)
44	マイクロチップ制度の導入は、動物への負担を考慮し、慎重に検討すること。(同内容の意見が2件ありました。)	迷子動物の飼い主を探すためには、マイクロチップも有効な手段と考えています。第4の4に記載のとおり、犬の鑑札、注射済票の装着が狂犬病予防法で義務付けられていること、及び迷子札等と合わせ、マイクロチップの装着等所有者明示についても推奨して参ります。(実施段階検討)
45	マイクロチップの装着は条件付きで行うこと。	迷子動物の飼い主を探すためには、マイクロチップも有効な手段と考えています。第4の4に記載のとおり、犬の鑑札、注射済票の装着が狂犬病予防法で義務付けられていること、及び迷子札等と合わせ、マイクロチップの装着等所有者明示についても推奨して参ります。(実施段階検討)
46	迷子犬・ねこを迅速に識別し、飼い主への返還を促進することができるため、マイクロチップの装着を飼い主に紹介・推進する。(同内容の意見が19件ありました。)	迷子動物の飼い主を探すためには、マイクロチップも有効な手段と考えています。第4の4に記載のとおり、犬の鑑札、注射済票の装着が狂犬病予防法で義務付けられていること、及び迷子札等と合わせ、マイクロチップの装着等所有者明示についても推奨して参ります。(記述済み)
47	犬・ねこに対するマイクロチップ装着の義務化を推進すること。(装着100%を目標に) (同内容の意見が9件ありました。)	迷子動物の飼い主を探すためには、マイクロチップも有効な手段と考えています。第4の4に記載のとおり、犬の鑑札、注射済票の装着が狂犬病予防法で義務付けられていること、及び迷子札等と合わせ、マイクロチップの装着等所有者明示についても推奨して参ります。(その他)
48	マイクロチップを低価格で装着できるようにする。	マイクロチップの装着には、4～5,000円程度の経費がかかることから、現状では困難と考えています。(その他)
49	警察、保健所等関係機関にマイクロチップリーダーを配備すること。(同内容の意見が4件ありました。)	本年度、動物愛護センター及び各駐在地に配備したところで。(その他)
50	全ての飼い犬・ねこの写真を愛護センターで保管し、迷子犬・ねこの検索に役立ててほしい。	動物愛護管理行政への意見として拝聴しました。(その他)
51	犬・ねこに迷子札の装着を義務付ける。(同内容の意見が5件ありました。)	犬については、鑑札、注射済票の装着が狂犬病予防法で義務付けられています。犬・ねこ等の飼養動物に対して、所有者明示を推奨して参ります。(その他)

	提出された意見	県の考え方
52	動物の抑留期限を最低4週間とすること。(同内容の意見が97件ありました。)	現状の収容施設では、ご意見の期間を収容しておくことは困難です。しかし、できる限り生存の機会を与えられるよう努めて参りたいと考えています。(その他)
53	迷子動物の飼い主が探しやすいシステムをつくること。(同内容の意見が105件ありました。)	施策の実施にあたっての検討事項とさせていただきます。(実施段階検討)
54	返還の促進のため、自治体と協力体制のもと、ネット以外の方法である「回覧」等も活用すること。(同内容の意見が108件ありました。)	施策の実施にあたっての検討事項とさせていただきます。(実施段階検討)
55	報道メディア等と連携を図り、返還・譲渡の促進を図ること。(同内容の意見が112件ありました。)	施策の実施にあたっての検討事項とさせていただきます。(実施段階検討)
56	犬・ねこ以外の迷子動物の保護についても、掲示等により情報を公開し、飼い主が探しやすいシステムをつくること。(同内容の意見が108件ありました。)	施策の実施にあたっての検討事項とさせていただきます。(実施段階検討)
57	登録された犬やねこを保護した場合は、必ず飼い主に知らせる。	鑑札又は注射済票が装着された犬又は所有者明示がされている犬・ねこについては、飼い主に連絡しています。(その他)
58	迷子犬の情報は、写真付きで市町村に提供すること。(同内容の意見が5件ありました。)	動物愛護管理行政への意見として拝聴しました。(その他)
59	犬を捕獲した場合は、捕獲地から20km以上の隣接市町村に通知すること。(同内容の意見が3件ありました。)	狂犬病予防法では、捕獲した場所を管轄する市町村長に通知することとなっています。また、青森県動物愛護管理条例に基づいてセンターにも掲示しています。(その他)
60	返還を推進するため、市町村や公共施設利用者がセンターHPを閲覧できるように配慮してほしい。(同内容の意見が2件ありました。)	施策の実施にあたっての検討事項とさせていただきます。(実施段階検討)
61	捕獲犬の情報は、公示(HPを含む)以外に、公共施設、商店等においても公表してほしい。(同内容の意見が2件ありました。)	動物愛護管理行政への意見として拝聴しました。(その他)
62	引取りは有料とし、検査費用、治療費等も請求すること。(同内容の意見が113件ありました。)	犬・ねこの引取りは、平成18年4月から有料としています。なお、動物の遺棄を防止するため、手数料の高額化はすべきでないと考えています。(その他)
63	動物取扱業者からの引取りは、一般市民より高額の手数料を徴収すること。(同内容の意見が109件ありました。)	犬・ねこの引取り手数料は、引取りを求める者から一律に徴収するべきものであり、動物の遺棄を防止するためにも、手数料の高額化はすべきでないと考えています。(その他)
64	譲渡する際は、習性や飼養に係る経費等を説明する譲渡マニュアルを作製すること。(同内容の意見が109件ありました。)	譲渡希望者には、犬・ねこを譲渡する前に習性や飼養に係る講習会(譲渡前講習会)を必ず受講させており、同内容のパンフレットを作成し配布しています。(その他)
65	行政が譲渡する際は、適正な飼養環境にあるか審査を行うこと。(同内容の意見が111件ありました。)	実施しています。(その他)
66	行政が譲渡した動物の追跡調査・指導を行うこと。(同内容の意見が111件ありました。)	実施しています。(その他)
67	動物愛護センターで動物を引き取る際は、動物の感染症検査を実施すること。(同内容の意見が107件ありました。)	譲渡動物については、健康診断、感染症検査等を実施するとともに、感染症予防ワクチンの接種を行っています。(その他)
68	引取・収容動物に関する詳細な記録をとり、全国的ネットワークで情報を共有すること。(同内容の意見が111件ありました。)	施策の実施にあたっての検討事項とさせていただきます。(実施段階検討)

	提出された意見	県の考え方
69	犬・ねこの巡回による引取りを止めること。(同内容の意見が2件ありました。)	本県では、巡回による引取りは実施していません。(その他)
70	犬・ねこを引き取る際は、氏名(身分証明書の提示)、持ち込むに至った理由・詳細な経緯の記入を義務づけること。(同内容の意見が112件ありました。)	施策の実施にあたっての検討事項とさせていただきます。(実施段階検討)
71	愛護センターでの譲渡会を月に数回行うなど、譲渡を推進すること。また、駐在地等でも譲渡会を開催すること。(同内容の意見が3件ありました。)	今年度、動物愛護センターでは、2回/月の頻度で譲渡会を開催しており、また、センター以外(八戸市)においても数回実施したところですが、今後の施策の実施にあたり、参考とさせていただきます。(実施段階検討)
72	犬・ねこの飼い主を探すことに重点をおく職場にしてほしい。	動物愛護管理行政への意見として拝聴しました。(その他)
73	獣医師は、迷子の犬・ねこを探すことに協力してほしい。	動物愛護管理行政への意見として拝聴しました。(その他)
74	回復の見込みがないと判断される以外の動物の引取りは行わないこと。(同内容の意見が2件ありました。)	法の規定に基づき引取りを実施していますので、拒否することは困難であると考えています。(その他)
75	譲渡はボランティア団体などに頼るばかりでなく、行政自らも情報を公開し、譲渡希望者を募ること。(同内容の意見が4件ありました。)	現在、センターでは、独自に譲渡を行っておりますが、譲渡推進のためには、愛護団体の協力が必要と考えています。(その他)
76	引取り抑制のためのキャンペーンが必要	施策の実施にあたっての検討事項とさせていただきます。(実施段階検討)
77	譲渡希望者及び愛護団体には、適宜、譲渡すること。(同内容の意見が3件ありました。)	適正飼養管理推進のため、センターが犬・ねこを譲渡する際は、譲渡前講習会を受講された方とさせていただいており、受講者に対しては適宜譲渡しています。また、譲渡推進のためには、愛護団体の協力が必要と考えています。(その他)
78	引取時に、「今後ペットを飼養しない」旨誓約させる。	動物愛護管理行政への意見として拝聴しました。(その他)
79	犬・ねこの引き取りを求める者に対して、飼育方法の改善を指導し、飼育継続を促すことを記載すべき。(同内容の意見が2件ありました。)	施策の実施にあたっての検討事項とさせていただきます。(実施段階検討)
80	県及び市町村は、譲渡会場所の提供及び告知をすること。	譲渡会については、センターホームページに掲載しているところです。今後の施策の参考といたします。(実施段階検討)
81	引き取られたすべての動物を譲渡の対象とすること。	引き取られた動物について、譲渡を推進して参ります。(その他)
82	保健所の改善を行い譲渡にむけた体制を整えること。	保健所の施設改善等は現状では困難です。センターでは譲渡動物の健康診断、感染症検査等を実施するとともに、感染症予防ワクチンの接種を行っていることから、出張譲渡会の開催等により、対応していきたいと考えています。(その他)
83	引取を求める飼養者や返還を求める飼養者等に対して、殺処分の方法や死んでゆく動物の写真を見せる等、現実を教えるべき。(同内容の意見が115件ありました。)	施策の実施にあたっての検討事項とさせていただきます。(実施段階検討)
84	動物取扱業者への立ち入り指導を強化すべき。(同内容の意見が120件ありました。)	適正な指導を行って参ります。(その他)
85	動物取扱業のガイドラインを満足しない場合は、許可しないシステムを構築すべき。(同内容の意見が3件ありました。)	動物愛護管理法に基づいた対応により、登録を行います。(その他)

	提出された意見	県の考え方
86	個人が動物を繁殖し、売買する場合は、動物取扱業の登録制とするべき。(同内容の意見が109件ありました。)	動物取扱業の登録が必要な事例であり、既に運用しております。(その他)
87	動物取扱業で繁殖に使用する動物、販売する動物に関して制限を設けること。(同内容の意見が115件ありました。)	飼養動物に係る制限を規定することはできませんが、適正飼養を指導して参ります。(その他)
88	動物取扱業で繁殖に使用した動物は終生飼養とすること。(同内容の意見が108件ありました。)	飼養動物に係る制限を規定することはできませんが、適正飼養を指導して参ります。(その他)
89	動物取扱業者には、年1回以上の研修を義務付ける。(同内容の意見が2件ありました。)	動物取扱業を行うにあたっては、動物取扱責任者をおく必要があります。動物取扱責任者には、年1回以上の研修受講が法令にて義務付けられています。(その他)
90	動物購入者には、適正飼養等講習会を義務付ける。また、動物取扱業者は、受講者以外に販売しない。(同内容の意見が2件ありました。)	購入者及び販売者に対して左記の制限を規定することはできませんが、適正飼養を指導して参ります。(その他)
91	動物取扱業登録時に供託金を徴収することにより、管理意識が向上し、崩壊時の資金となる。	左記の制限を規定することはできませんが、適正飼養を指導して参ります。(その他)
92	インターネットにおける動物の売買を禁止すること。	現行の法令で認められているものでありますが、適正飼養を指導して参ります。(その他)
93	特定動物を飼養する際は、税金を徴収する。	特定動物を飼養する際は、知事の許可が必要となっており、手数料を徴収しています。(その他)
94	特定動物の飼養者に対し、関係法令の遵守や、適正飼養等を指導する。(野生動物は飼養しないよう指導してほしい。)(同内容の意見が2件ありました。)	特定動物の飼養者に対しては、今後も関係法令の遵守や、適正飼養等を指導して参ります。(その他)
95	特定動物に関して、動物の生理、習性、生態にあう適切な飼育方法が必要である旨も明記すべき。	特定動物の飼養者に対しては、今後も関係法令の遵守や、適正飼養等を指導して参ります。(その他)
96	飼い主のいないねこの避妊・去勢措置に対する助成制度を構築するべき。(同内容の意見が3件ありました。)	動物愛護管理行政への意見として拝聴しました。(その他)
97	飼い主のいないねこに対するTNR活動・地域ねこ活動の推進及び協力、支援を行うこと。(同内容の意見が125件ありました。)	施策の実施にあたっての検討事項とさせていただきます。(実施段階検討)
98	ねこランド等、ねこを収容し、飼養・管理できる施設を作っていただきたい。	動物愛護管理行政への意見として拝聴しました。(その他)
99	全市町村にねこの不妊去勢手術の助成金制度を設けること。	動物愛護管理行政への意見として拝聴しました。(その他)
100	動物由来感染症対策の調査研究は、計画段階から公表し、速やかに実施状況・結果を公表する。	施策の実施にあたっての検討事項とさせていただきます。(実施段階検討)
101	県民の意識調査は広く行ってほしい。(同内容の意見が2件ありました。)	施策の実施にあたっての検討事項とさせていただきます。(実施段階検討)
102	人獣共通感染症の拡大防止対策は、動物の殺処分であってはならない。	動物愛護管理行政への意見として拝聴しました。(その他)
103	回復の見込みがないと判断される以外の動物の譲渡・返還目標を100%とすること。(同内容の意見が116件ありました。)	引取頭数の削減と合わせ、返還・譲渡を推進して参ります。(その他)

	提出された意見	県の考え方
104	殺処分頭数目標を0とするべき。(同内容の意見が116件ありました。)	検討の結果このような標記をしています。(反映困難)
105	犬・ねこの致死処分頭数の削減目標が低すぎる。(同内容の意見が6件ありました。)	検討の結果このような標記をしています。(反映困難)
106	目標に、苦情件数0を盛り込むべき。	目標は、国が策定した基本指針に則して設定しています。引取頭数、致死処分頭数の削減に取り組むことにより、苦情件数も削減できると考えています。(反映困難)
107	目標に、所有者明示100%を盛り込むべき。	検討の結果このような標記をしています。(反映困難)
108	引取頭数は最低7割以上の削減を目標にしてほしい。(同内容の意見が3件ありました。)	検討の結果このような標記をしています。(反映困難)
109	譲渡目標を記載するべき。(同内容の意見が3件ありました。)	一層の譲渡の推進を図って参ります。(反映困難)
110	保健所毎の目標を掲げること。	本県では、動物愛護管理行政は、センター1ヶ所に集約しています。(反映困難)
111	致死処分減少の目標を掲げるにあたっては明確な数値目標を立てるべき。	関係箇所に記載しています。(記述済み)
112	返還率・譲渡率の目標値を明確に掲げ、倍増すること。	検討の結果このような標記をしています。(反映困難)
113	引取頭数を半減する施策を具体的に記載すること。	各種施策の実施により、半減することとしております。(実施段階検討)
114	推進協議会の設置、愛護推進員の育成、活用を図っていただきたい。(同内容の意見が114件ありました。)	動物愛護管理行政への意見として拝聴しました。(その他)
115	愛護センターを一般に開放し、動物とのふれあい、愛護精神の普及の場とする。(同内容の意見が2件ありました。)	平成18年9月23日から、一般に開放しております。(その他)
116	しつけ方・適正飼養講習会は、都市部以外でも積極的に開催していただきたい。(同内容の意見が4件ありました。)	施策の実施にあたっての検討事項とさせていただきます。(実施段階検討)
117	犬の登録、狂犬病予防注射時に適正飼養の講習会の開催やパンフレットを配布する。	施策の実施にあたっての検討事項とさせていただきます。(実施段階検討)
118	犬の飼い方(矯正)講習会を月1回開催してほしい。	譲渡前講習会や中級しつけ方教室を定期的実施しています。(その他)
119	高齢者に対する飼養サポートを行ってほしい。(同内容の意見が91件ありました。)	施策の実施にあたっての検討事項とさせていただきます。(実施段階検討)
120	適正飼養講習会を毎週開催し、譲渡希望者に受講を義務付けること。	犬・ねこの譲渡は、譲渡前講習会を受講した方のみを対象としています。講習会は、月2回程度開催しておりますが、開催日等については今後の検討事項とさせていただきます。(実施段階検討)
121	しつけ教室等で、致死処分されている動物の現状を知らせること。	施策の実施にあたっての検討事項とさせていただきます。(実施段階検討)

	提出された意見	県の考え方
122	愛護センターが保護した犬・ねこを譲渡するとともに、アニマルセラピー、補助・介助にも活用し、生存の機会を増やすこと。(同内容の意見が103件ありました。)	愛護センターに収容された犬・ねこを譲渡するとともに、その動物の適正を見て、センタースタッフ動物として活用しております。幼稚園、保育園、学校及び社会福祉施設等を訪問し、動物とのふれあいを通じて動物愛護の精神の普及啓発を図っているところです。今後も継続して実施して参ります。(その他)
123	動物愛護センターに保護される動物を学校飼育動物とする。	センタースタッフ動物とともに、幼稚園、保育園、学校等を訪問し、動物とのふれあいを通じて動物愛護の精神の普及啓発を図っているところです。(その他)
124	命の大切さ啓発するため、動物愛護センターに保護される動物の世話を児童に行わせる取り組みを行うこと。(同内容の意見が7件ありました。)	愛護センターでは、サマースクールや獣医師なりきり体験等、子供たちに動物の世話やふれ合う機会を提供しています。今後も多くの子供たちが体験できるよう実施して参ります。(その他)
125	学校に対する動物愛護精神の普及や飼育方法指導など出前講習会を行ってほしい。(同内容の意見が7件ありました。)	センタースタッフ動物とともに、幼稚園、保育園、学校及び社会福祉施設等を訪問し、動物とのふれあいを通じて動物愛護の精神の普及啓発を図っているところです。今後も継続して実施して参ります。(その他)
126	学校、福祉施設、障害者施設等を訪問し、ふれあい活動を行ってほしい。(同内容の意見が2件ありました。)	センタースタッフ動物とともに、幼稚園、保育園、学校及び社会福祉施設等を訪問し、動物とのふれあいを通じて動物愛護の精神の普及啓発を図っているところです。今後も継続して実施して参ります。(その他)
127	学校毎に選任の獣医師を決める。	動物愛護管理行政への意見として拝聴しました。(その他)
128	実験動物は、代替法用いることを薦め、学校等の授業では蛙やマウスの解剖を行うことを禁止する条例をつくってほしい。	動物愛護管理行政への意見として拝聴しました。(その他)
129	動物実験は必要最低限とし、苦痛を伴うものは禁止すること。また、違反した場合の罰則規定を策定すべき。(同内容の意見が105件ありました。)	第5の4に「3Rの原則」を記載しました。(文書修正等)
130	産業動物・実験動物等の扱いに「3Rの原則」を記載するとともに、監視指導(関係法令遵守指導を含む。)を強化すべき。(同内容の意見が14件ありました。)	第5の4に「3Rの原則」を記載しました。(文書修正等)
131	動物実験を行っている研究機関は、その内容等を公表すべき。(同内容の意見が2件ありました。)	動物愛護管理行政への意見として拝聴しました。(その他)
132	関係団体、学校教育機関、動物愛護団体との連携について、話し合いの場を設けること。(同内容の意見が2件ありました。)	関係箇所に記載しています。(記述済み)
133	ネットワークに警察、専門の調査員を追加すること。	施策の実施にあたっての検討事項とさせていただきます。(実施段階検討)
134	動物のウンチ等を処理(清掃)するイベントの実施等、町内会で適正飼養に取り組む。	動物愛護管理行政への意見として拝聴しました。(その他)
135	譲渡動物等の一時保管に愛護団体やボランティアを活用すること。また、経費を補助すること。(同内容の意見が6件ありました。)	動物愛護管理行政への意見として拝聴しました。(その他)
136	愛護団体の能力を把握し、譲渡、引取等に係る相談等に活用するなど、連携を図る。	愛護団体との連携等については関係箇所に記載していません。今後も愛護団体を含む関係団体と連携を図って参りたいと考えています。(記述済み)

	提出された意見	県の考え方
137	県及び市町村は、助成金を出す等愛護団体と連携して動物保護に協力すること。	愛護団体との連携等については関係箇所に記載しています。(記述済み)
138	センターが募集するボランティアや動物愛護団体を許可制にし、集合住宅においても、ボランティア等が動物の保護を行うことができるようにすること。(同内容の意見が106件ありました。)	集合住宅においては、それぞれの施設の規定があります。ボランティアや動物愛護団体を含む動物飼養者に対しては、適正飼養管理について啓発して参ります。(その他)
139	あらゆるメディアを使い、ボランティアの募集を行ってほしい。	施策の実施にあたっての検討事項とさせていただきます。(実施段階検討)
140	抑留動物の世話にボランティアを活用する。	動物ふれあい活動等にボランティアを活用していますが、施策の実施にあたっての検討事項とさせていただきます。(実施段階検討)
141	動物取扱業者は、販売時に不妊・去勢手術及び適正飼養の啓発等説明責任を義務付けること。(同内容の意見が3件ありました。)	法において、動物取扱業者は、販売時に適正飼養又は保管の方法について説明する責務が規定されています。動物取扱業者には、法令の遵守について指導して参ります。(その他)
142	災害時において、警察、ボランティア、動物愛護団体との連携等を記載すべき。(同内容の意見が106件ありました。)	関係箇所に記載しています。(記述済み)
143	災害時対策に、保護動物の里親探しを付け加えること。	施策の実施にあたっての検討事項とさせていただきます。(実施段階検討)
144	災害対策には、多頭飼育施設(動物取扱業者、動物実験施設、産業動物施設)におけるマニュアルの作成を盛り込んでほしい。(同内容の意見が2件ありました。)	施策の実施にあたっての検討事項とさせていただきます。(実施段階検討)
145	前年度の殺処分数、譲渡数、譲渡率等実績をあらゆるメディアで公開すること。(同内容の意見が6件ありました。)	施策の実施にあたっての検討事項とさせていただきます。(実施段階検討)
146	ホームページには行方不明になって問い合わせがきた犬の情報も載せるべき。(同内容の意見が2件ありました。)	施策の実施にあたっての検討事項とさせていただきます。(実施段階検討)
147	スーパー、コンビニ等にパンフレットを置いてあらゆる世代へ普及啓発を図るべき。	施策の実施にあたっての検討事項とさせていただきます。(実施段階検討)
148	技能員という名称の廃止、古い人材の排除、女性や愛護団体と協力できる人材等の登用など、動物行政の環境を整えてほしい。(同内容の意見が2件ありました。)	動物愛護管理行政への意見として拝聴しました。(その他)
149	動物取扱業者は業の縮小を図っていただきたい。	動物取扱業者の業の縮小を指導することはできませんが、適正飼養管理について指導して参ります。(その他)
150	人間優先から命優先としてほしい。	一匹でも多くの動物が生存する機会を得られるよう努めて参ります。(その他)
151	犯罪防止策の一環として、動物との散歩型の見張り隊を組織する。(同内容の意見が3件ありました。)	動物愛護管理行政への意見として拝聴しました。(その他)
152	負傷又は衰弱した動物を保護した際は、治療等を行うこと。(同内容の意見が2件ありました。)	実施しています。(その他)
153	期限切れ等の餌(商品)を譲渡(利用)できる制度があればよい。	動物愛護管理行政への意見として拝聴しました。(その他)
154	環境省の動物再飼養支援収容動物データ検索サイトに参加すること。	実施しています。(その他)
155	駐在の動物担当職員を動物愛護担当職員又は動物愛護推進員とし、内部統制を高める。	動物愛護管理行政への意見として拝聴しました。(その他)

	提出された意見	県の考え方
156	畜産動物も動物愛護の対象とし、虐待を受けることのないよう、いのちあるもののアピールとして条例を制定してほしい。	「3Rの原則」について、普及啓発に努めて参ります。(その他)
157	動物実験への譲渡やペットショップ等から動物が実験施設へ売却されることのないよう禁止する条例を制定してほしい。	適正飼養管理を推進して参ります。(その他)
158	野生動物が安心して山で暮らせるよう環境づくりを行ってほしい。また、動物に苦痛を与えるトラバさみ、くくりわなの設置・製造・販売を全面禁止してほしい。	当該計画は、動物愛護管理法に基づき策定しているものです。(その他)
159	毛皮を着ない、買わないことを奨励すること。	当該計画は、動物愛護管理法に基づき策定しているものです。(その他)
160	動物たちに使えるよう動物愛護宝くじの販売を総務省に働きかけてほしい。	御意見拝聴しました。(その他)
161	ねこの収容(捕獲)については、法的根拠を含め慎重に対応すべき。(同内容の意見が2件ありました。)	ねこの収容は、動物愛護管理法に基づき実施しています。(その他)
162	県職員や、市町村の動物関係担当職員のレベルアップを図ること。	動物愛護管理行政への意見として拝聴しました。(その他)
163	可能な限り野生動物を飼育しないように指導すべき。	特定動物飼養者に対する指導の際には、関係法令の遵守について周知して参ります。(その他)
164	鳥獣保護法に基づく飼養登録についても明記すべき。	特定動物飼養者に対する指導の際には、関係法令の遵守について周知して参ります。(その他)
165	安らかに余生を送れるような犬猫シェルターを作りたい。	終生飼養について、啓発して参ります。(その他)
166	県及び市町村は、致死処分や崩壊ブリーダー等から救った動物の保護シェルターの場所を提供すること。	現状の収容施設では、多くの動物を収容することは困難です。しかし、できる限り生存の機会を与えられるよう努めて参りたいと考えています。(その他)
167	処分施設の公開を行うこと。	実施しています。(その他)
168	センターではねこの収容を一部地域でしか行っていません。その理由が知りたい。	ねこの収容は、動物愛護管理法に基づき実施しています。(その他)
169	ねこの収容について、今後の愛護センターにおける取り組みを知りたい。	ねこの収容は、動物愛護管理法に基づき実施しています。(その他)
170	過去の事例を含め、命に対する真摯な対応、取り組みについて意見を聞きたい。	動物愛護管理行政への意見として拝聴しました。(その他)
171	過去の麻酔銃使用子犬射殺事例について再度検証してほしい。	動物愛護管理行政への意見として拝聴しました。(その他)